

7 企業結合の規制

2以上の会社が統一的な意思のもとに経営を行うようになると、当事者間で行われていた競争が行われなくなり、私的独占や不当な取引制限が行われやすい状態が生じます。会社の組織上の結合（企業結合といいます。）は、一時的な結合であるカルテルと違い、参加者の独立性が失われ、競争への影響が永続的であることから、「固い結合」と呼ばれています。

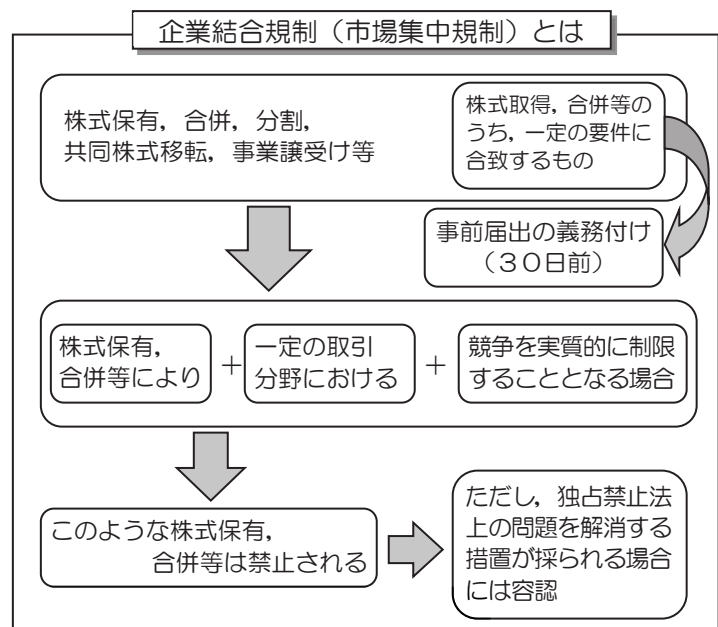
（1）合併、事業の譲受け、株式の保有等（10条, 13条～15条, 15条の2, 15条の3, 16条, 17条）

独占禁止法に基づいて規制される企業結合には、合併、分割、事業譲受け、株式保有、役員兼任などがあります。これらの企業結合によって、例えば、独占的な企業や企業グループが誕生する場合には、一定の取引分野において有効な競争が行われなくなるおそれがあります。

企業結合の規制は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し、競争制限的な市場構造の形成を防止することを目的としています。

一定の取引分野というのは「市場」と同じ意味です。

具体的な事案ごとに、合併などの企業結合がどの範囲の競争に影響を及ぼすかという観点から、競争に及ぼす影響を判断するために一定の取引分野を画定します。例えば、当事会社の取り扱う商品やサービスの種類、それが取引される地理的範囲などから判断されます。



競争を実質的に制限することとなる場合というのは、合併や株式保有によって市場の構造が変化して、結合した会社が単独で、又は他の企業と協調的な行動をとることにより、ある程度自由に価格、品質、数量などを左右することができる状態がもたらされることをいいます。

その判断は、企業結合後の当事会社の市場シェア、当事会社間の従来競争の状況、競争者のシェアと格差、競争者の供給余力、参入の容易性、輸入圧力など関連市場の具体的な実態を総合的にみて行われます。

公正取引委員会は、企業結合ガイドライン（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指

針」を公表(平成16年。令和元年12月改正)し、企業結合の市場における競争に与える影響を判断する要素を明示しています。

例えば、以下の場合には、通常、独占禁止法上問題とならない(セーフハーバー)とされています。

① 水平型企业結合においては、

(ア) 企業結合後の HHI¹ が 1,500 以下の場合

(イ) HHI が 1,500 超 2,500 以下で、かつ HHI の増分が 250 以下の場合

(ウ) HHI が 2,500 を超え、かつ HHI の増分が 150 以下の場合

② 垂直型企业結合及び混合型企業結合においては、

(ア) 当事会社グループの市場シェアが 10% 以下の場合

(イ) HHI が 2,500 以下で、かつ当事会社グループの市場シェアが 25% 以下の場合

(2) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の制限 (9条)

独占禁止法は、特定の商品やサービス市場における競争秩序を維持するだけでなく、日本経済全体における経済力の過度の集中を防止し、経済全体を競争的な状態に維持することもその役割としています。このため、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等についての制限を定めています。

(3) 銀行・保険会社による株式保有制限 (11条)

銀行及び保険会社は、一般事業会社(金融業以外の事業を営む会社をいいます)の総株主の議決権の5%(保険会社の場合は10%)を超えて、その議決権を保有することは、原則として禁止されています。

この規制は、資金力において優位に立つ銀行や保険会社はその力を他の事業分野に及ぼすのを防止するためのものです。

¹ 「HHI」とは、ハーフィンダール・ハーシュマン指数のことをいい、一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出されます。例えば、首位企業のシェアが20%、シェア10%の企業が3社、シェア5%の企業が10社存在する市場では、HHIは950(20×20+10×10×3+5×5×10=950)となります。

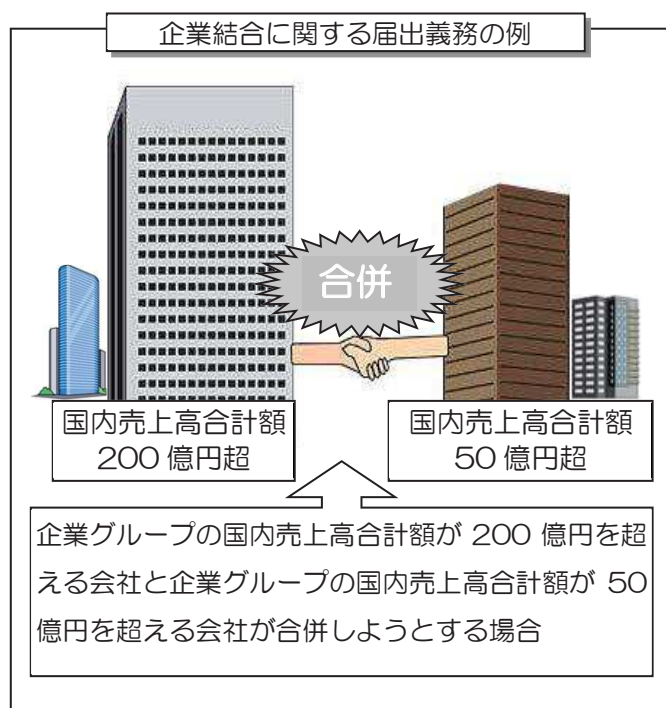
(4) 企業結合に関する届出義務 (10 条, 15 条, 15 条の 2, 15 条の 3, 16 条)

一定規模以上の会社が、株式取得、合併、事業譲受け、分割等を行う場合には、公正取引委員会へ事前に届出をしなければならないという制度がとられています。

届出対象となる会社の「一定規模」については、企業結合の種類毎に、当事会社を含む企業グループの国内売上高合計額等によって定められています。

なお、株式取得については、国内売上高基準の他にその持株比率が 20% 又は 50% の境界を超えると、届出が必要となります。

届出の日から 30 日を過ぎるまでは、株式取得、合併、事業譲受け等を行うことができません。



デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性から、令和元年 12 月に改正された企業結合ガイドラインでは、被買収会社の国内売上高等の金額のみが届出基準を満たさない場合であっても、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行うとし、買収に係る対価の総額については 400 億円を超えると見込まれる場合としています。